



みんなの紋別フォト大募集!

あなたが見つけた、「紋別市の魅力」を教えてください!

市では、慣れ親しんだ紋別市の風景、何気ない普段の一コマなど皆様に撮影していただいた写真を募集します。あなたが知る、紋別市の魅力あふれる1枚をお待ちしております。

募集開始

2月1日(月)から

写真の形式

7MB以下のJPG

投稿できるもの

- ・市内の行事風景
- ・市内のおすすめの場所
- ・市内に住む家族や友達、仲間の笑顔の写真 など

※公序良俗に反するものや、他人を誹謗中傷する投稿、人権を侵害するもの等投稿できない写真があります。

投稿方法 次のQRコードから投稿できます。

※投稿していただいた写真は、広報もんべつや市ホームページ、刊行物等で活用させていただきます。



問 企画調整課公聴広報・統計係 ☎(24)2111内線259番

障害基礎年金又は障害補償年金を受給しているひとり親家庭の皆さまへのお知らせ

令和3年3月分から、障害基礎年金等(※1)を受給しているひとり親家庭が児童扶養手当を受給できるよう見直しが行われます。

●見直しの内容(令和3年3月分(令和3年5月支払い)から)

・障害基礎年金等を受給している方

これまで障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分以降は、児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を受給できるようになります。

・障害基礎年金等以外の公的年金等(※2)を受給している方

今回の改正後も、調整する公的年金等の範囲に変更はないので、公的年金等の額が児童扶養手当の額を下回る場合は、その差額分を受給できます。

※1 障害基礎年金、障害補償年金など

※2 遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償、障害厚生年金(3級)など



●受給するための手続き

児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、原則、申請は不要ですが、それ以外の方は、市への申請が必要です。なお、令和3年3月1日より前であっても事前申請は可能です。

●支給開始月

通常、申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害基礎年金等を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分から受給できます。

問 児童家庭課子育て支援係 ☎(24)2111内線447番